山口県宇部環境保健所及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。 査の結果を記載した書類は、令和四年十月二十八日から同年十一月二十八日までの間、

山口県知事

村 岡

嗣

政

項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があった。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条第一

当該申請書及び当該設置をすることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調

山口県告示第三百十九号

○教委規則

П

〇公安委公告

報

○告示

目

次

毎週火・金曜日発行

年

(金曜日)

10月28日

 \equiv

名

所 称

宇部市大字船木三三四四番地

株式会社宇部整環リサイクルセンター

令和 4 住

几 三 五. 金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 産業廃棄物処理施設の設置の場所 申請年月日 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 産業廃棄物処理施設の種類 代表者の氏名 汚泥、廃プラスチック類、紙くず、 焼却施設 宇部市大字船木字西ノ浴三三四三番二及び三三四四番並びに字土樋ケ浴五八三番四 徳山 大洙

木くず、

繊維くず、

動植物性残さ、ゴムくず、

山口県告示第三百二十号

令和四年七月二十五日

から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 農林水産大臣

令和四年十月二十八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

保安林予定森林の所在場所 岩国市(国有林。 次の図に示す部分に限る。

应

水源の涵養

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

1

2 次の森林については、主伐は、択伐による。 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 岩国市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

3 伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

次のとおりとする。

申請者

令和四年十月二十八日

報

号

産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

岩国市(国有林。次の図に示す部分に限る。) 保安林予定森林の所在場

指定の目的 土砂の崩壊の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

3 伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

保安林予定森林の所在場所

口

岩国市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

指定の目的

山

土砂の崩壊の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法 主伐は、択伐による。

主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水



(一八〇) 公共測量の実施

第一項の規定により、山口市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありまし 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

た。

令和四年十月二十八日

山口県知事

村

岡

嗣

政

作業の種類 公共測量(空中写真測量)

作業の地域

山口市

三 作業の期間

令和四年十月七日から令和五年三月三十一日まで

(一八一) 開発行為に関する工事の完了

関する工事の完了を次のとおり公告します。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 開発行為に

令和四年十月二十八日

山口県知事 村 圌 嗣 政

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 開発区域に含まれる地域の名称 光市大字岩田二六七番地 熊毛郡田布施町大字下田布施字道吉

社会福祉法人大和福祉会



山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

工業高等学校の項中

を

に改め、

同表山口県立豊浦高等学校の項中

ယ္ပ

令和四年十月二十八日

Ш \Box

県

教 育 委 員 会

山口県教育委員会規則第十三号 山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

Ш 口県立高等学校等の管理に関する規則 (昭和三十二年山口県教育委員会規則第二

号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立岩国高等学校の項を次のように改める。

	宗立光高等学校の項中	表山口県立光を「105」に改	790」	40」に改せ	中「35」を「国総合高等学	立岩国工業高等学校の項中「35」を「40」に改め、同表山口県立光高等別表の1の表山口県立岩国総合高等学校の項中「90」を「105」に改め、
		ω	7	広瀬分校普通		
集を停止する。	30	ω ω	管通科	坂上分杉	E	1 五 五
広瀬分校の全日制課程普通 割パ 合和を年度から先徒	40	3 #	数科	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	TE THE	三 十
	00	3 200	通科	*		

め 「160」を「140」に改め、 同表山口県立防府高等学校の項を次のように改める。 同表山口県立新南陽高等学校の項中「160」を「150」に改

山口県立防府高等学校 翌 府 # # 佐波分校普通科 X衛生看 護科 普通科 ಒ w 240 40 衛護科生事 \sim 佐波分校の全日制課程普通 科は、令和5年度から生徒 募集を停止する。

山

口

山口高等学校の項中「35」を「-」に、「、令和4年度」を「令和4年度から、顔佐分 「180」を「200」に改め、同表山口県立山口農業高等学校の項中「35」を「40」に改 別表の1の表山口県立防府西高等学校の項中「140」を「150」に改め、同表山口県立 同表山口県立宇部中央高等学校の項中「120」を「160」に改め、同表山口県立宇部

に改める。

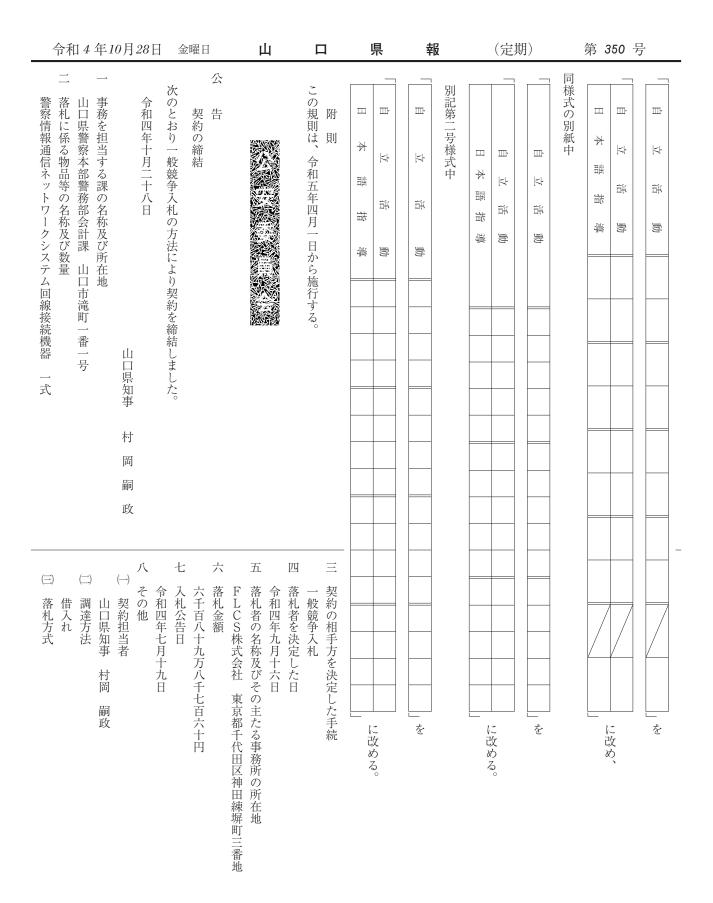
別記第一号様式中

「175」を「200」に改め、 同表山口県立下関西高等学校の項中

40 を

160 Ş

 \equiv



Щ

報

最低価格

令和四年十月二十八日発行令和四年十月二十八日印刷

発発 行行 人所

山口県知事庁